

26豊財管第51-1号
平成27年 1月26日

豊前市監査委員 矢 鳴 学 様
豊前市監査委員 榎 本 義 憲 様

豊前市長 後 藤 元 秀
(財 務 課)

定期監査等の結果について(回答)

平成26年11月に実施されました定期監査等においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 契約事務について

財務課は、市の財政運営は勿論のこと、庁内全般に亘る財産管理や各種契約事務の適正化・簡素・効率的処理を図るため、常にその業務内容に注意を払うことが求められている。この様な中、当課契約書及び各部署に於ける契約事務の適正化と指導、改善にあたられたい。

①電算各種契約事務について

電算業務は財務、情報、公報等各種に亘り電算機導入業者と随意契約による長期継続契約を締結しているが、契約内容において、長期契約の特約条項で「契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない」と規定されており、債務不履行の場合と違い、長期契約の条件である予算上の問題であり不適切と考えられ削除を検討されたい。

また、当初契約締結時、長期継続契約制度がないため1年間の自動継続を採用し、現在まで続いている契約があるが、平成17年9月29日(条例第11号)長期継続契約に関する条例が制定されており、1年毎の自動継続契約は債務負担行為が必要と考えられ、長期継続契約締結を検討されたい。

長期継続契約書中に法令根拠の記載がないもの、契約期間の変更契約、紛争時の管轄裁判所の取扱など不適切と思われるものがあり、契約書全般について内容の見

直し、検討をされたい。

【措置内容】

長期継続契約内の特約条項での契約解除権については、予算上の問題での解除にしろ、契約である以上相手方へのある一定の担保が必要であると考えため、別項にて解約金の上限を盛り込み、損害が生じた場合以外の契約解除の措置についても誤解釈のないよう協議します。

長期継続契約制度に準じていない1年間の自動継続を採用した契約については、平成17年9月29日（条例第11号）以降は契約内容を見直すべきであり、平成27年度より長期継続契約へと契約変更いたします。

長期継続契約書中に法令根拠が記載されていない契約書については、随意契約理由書での記載はあるものの契約書内にはないため、紛争時の管轄裁判所の取扱と併せて、次回契約更新時より指摘された事項について順次記載していくよう見直します。

②公共工事の入札、契約について

公共工事の入札制度については、公共工事の入札及び適正化に関する法律の制定及びその指針が出されてから、当市においても入札制度の見直し改善を行いながら現在の入札制度に到っている。

殊に平成20年度より契約制度の透明性、競争性、公正性を確保する観点から「事後審査型条件付一般競争入札」制度が導入され、対象工事金額も見直され現在500万円以上が対象となっている。導入後6年を経過しているが、最近の入札結果の状況を指名競争入札と比較検証すると、落札率・入札参加業者数において制度導入の主旨が反映されているとはいえない面があり、制度のあり方について検討されたい。

また、財務課及び各課の起工伺いの中で随意契約について、一部手続漏れや、その契約理由に地方自治法施行令の条項の記載はあるものの、その記述根拠に具体性に乏しいもの、随意契約理由として不適切と思われるものが見受けられる。従来改善を求めてきたことであるが、財務課が制定した「豊前市随意契約ガイドライン」（平成19年6月制定）に基づき、随意契約に該当する条項及びその具体的内容の項目を記述させ、安易に随意契約を行うことなく透明性、客観性、公正性を確保し、契約に対し不信感を招かないよう、厳正かつ適切な契約事務を執行されることを求める。

【措置内容】

公共工事の入札、契約について「事後審査型条件付一般競争入札」制度のあり方については、単に制度のあり方を変更することによって改善されるものではないと思わ

れるため、当面のあいだ現在の制度を継続するが国及び他市町村の動向を注視するとともに、先進事例を参考に改善に努めます。

随意契約における厳正かつ適切な執行については、「豊前市随意契約ガイドライン」に基づき、随意契約に該当する条項及びその具体的内容の項目を記述させ、安易に随意契約を行うことがないように、上記ガイドラインを関係職員に周知させ検査係と管財係とが連携して指導をします。

③エレベーターの保守契約について

市庁舎を含む公共施設のエレベーターの設置台数は7台あり、それぞれ担当課において設置業者と随意契約を締結しているが、見積により設置業者以外と保守管理業務契約を締結している施設もある。

財務課においても庁舎エレベーターの保守管理を設置業者と19年来締結しているが保守管理の有資格者を保有している業者であれば設置業者以外でも可能と思われるので、契約業務の内容と契約事務の一元化について検討されたい。

【措置内容】

エレベーターの保守契約については、現在、市役所庁舎エレベーターは、日本エレベーター製造(株)と安全面を考慮して随意契約にて保守を行っております。

確かに保守は資格さえあれば誰にでも行えますが、人を乗せて運ぶエレベーターに万が一のミスは許されません。日本エレベーター製造(株)は、設置当初から携わり、機器の故障歴・くせ等を熟知しており、設置兼保守業者であるため部品の安定的供給・確保が可能で、故障の際は中間業者を介さないため、迅速で安価な対応が見込めます。平成6年のシンドラ社製のエレベーター事故等からも、現行の契約方法が望ましいのではと考えます。

④庁舎のビル管理法に基づく環境保全管理業務委託について

平成24年度より市庁舎及び市総合福祉センターをビル管理法に基づく環境保全管理業務を地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(競争入札に適しない場合)による随意契約を締結している。しかしながら契約金額は財務規則の随意契約の金額を超えているため、競争入札に適さない理由による随意契約となっているが、なぜ適さないのか具体的記述が記されてなく随意契約として不適切である。

また、当該業者及び見積書徴集業者は豊前市庁舎管理業務委託の指名入札参加業者でもあり、本委託業務と庁舎管理業務を併せて業務委託が可能と思われるので検討されたい。

【措置内容】

庁舎のビル管理法に基づく環境保全管理業務委託については、平成 27 年度より入札を行います。庁舎管理業務と併せての業務委託は、来年度以降の検討課題と致します。

2. 豊前市指名競争入札参加者選定委員会委員の委嘱について

公共工事の入札業務で入札に参加させようとする者を厳正かつ公平に選定するために、課長の職にあるもののうちから市長が委員に任命することになっているが、この任命にあたり、委員より承諾書を市長宛に提出させている。

課長職にあるものは、一般住民や有識者と違い任命権を持つ権力関係にあり、委嘱を受けた委員より承諾書を提出させる行為は不適切と考えられ検討されたい。

また、委員の委嘱状には任期がなく、人事異動の都度、後任の課長職の者を委員として任命しているが、実状は、実質的に充職となっている。事務の簡素化等の面から、規程上充職にするのが適切と考えられ併せて検討されたい

【措置内容】

豊前市指名競争入札参加者選定委員会委員の委嘱については、今後、委嘱を受けた委員より承諾書を提出させないこととします。また、委員会の規定を見直し充職に致します。

3. 財務会計と財政状況の公表について

国及び地方財政の厳しさが続くなか、豊前市行財政改革推進プランを平成17年度、22年度に作成してから9年を経過し、最終年度を迎え一定の財政効果を挙げ総体的に健全財政を維持出来ているものと思われる。

例年、地方自治法第233条第6項により市の一般会計、特別会計、企業会計の決算の概要及び豊前市財政の現状等を市報により公表し、市民の理解と協力をお願いしているところである。

紙面の都合上、具体的な説明は困難で理解し難いところではあるが、現状や効果等の説明で一部誤解を招く記述があり、実態と異なった理解と判断をする要因となるので、実態を正確に伝えるよう注意力を高め公報活動にあたられたい。

また、25年度決算で予算執行上、年度途中において流用、補正等により対応している科目があるが、流用・補正・不用額の一連の中で一部不適切と思われるもの、支出科目で検討を要するものなどが見受けられたので、予算編成及び財務会計運用

時に注意を払われたい。

【措置内容】

一般会計、特別会計、企業会計の決算の概要及び豊前市財政の状況等を公表する際は、市民の皆さんに誤解を招くことのないよう、正確でわかりやすい表示を行います。

年度途中において流用及び補正等を行う際は、予算執行計画について充分把握し、適正な運用に努めます。また予算編成及び財務会計の運用については、細心の注意を払い実施してまいります。